

事業の円滑な実施のため令和8年度当初予算の成立を前提として予め事業計画を募集するものであり、当該予算の状況等により事業を中止又は変更する場合があります。

## 令和8年度福島県事業再開・帰還促進事業に係る事業計画募集要領

福島県では、特定復興再生拠点区域を有する6町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）において事業者が帰還を決断しやすい環境を整備することを目的として、町村が各々の事情を踏まえて実施する需要を喚起する取組等を支援するため、標記事業を実施することとしました。

このたび、次のとおり事業の実施を希望する町村を募集しますのでお知らせします。

### 1 事業実施主体（交付対象者）

被災事業者自立支援事業費補助金（事業再開・帰還促進交付金）実施要領（以下「実施要領」という。）第4の1及び福島県事業再開・帰還促進事業交付金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第1条に規定する6町村（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村）

### 2 補助対象事業の内容

#### (1) 事業の名称

福島県事業再開・帰還促進事業

#### (2) 事業の内容

実施要領第4の1及び交付要綱第2条に規定する以下の事業

##### ① 帰還時必要物品等に係る割引実施事業（事業1）

住民が帰還し生活を再開するのに必要となる品物の一括購入時に、当該商店等の事業者が割引を実施するのに必要な経費の一部を補助するもの

##### ② プレミアム付事業再開・帰還促進券事業（事業2）

需要を喚起し被災地域の経済活性化を図ることを目的とするプレミアム付事業再開・帰還促進券の発行等に係る経費の一部を補助するもの

##### ③ 集客効果を高めるイベント事業（事業3）

商工会、商工会議所、商店街等が連携して実施する、集客効果を高めるためのイベント等の実施に必要な経費の一部を補助するもの

##### ④ 事務的経費（事業4）

事業1から事業3を実施するのに必要な町村における事務的経費の一部を補助するもの

#### (3) 補助対象者及び補助金の交付額

実施要領第4の2及び交付要綱第2条に規定する経費

#### (4) 事業実施期間

令和8年度に実施する事業を対象とする。

### 3 手続等に関する事項

(1) スケジュール

令和8年	3月10日(火)	事業実施申請書の提出期限
	3月11日(水)	交付先選定委員会の開催、審査
	3月17日(火)	交付先選定委員会の結果通知
	3月中旬	交付申請
	4月1日(水)	交付決定

(2) 事業実施申請書類(事前協議)の受付等

ア 提出期限

令和8年3月10日(火) 17時まで(必着)

イ 提出方法及び提出先

電子メール: songaitaisaku@pref.fukushima.lg.jp

ウ 提出書類

(ア) 事業実施申請書(様式1)

(イ) 事業実施計画書 ※該当するもの

○プレミアム付事業再開・帰還促進事業(様式2-1、2-2、2-3)

○集客効果を高めるイベント事業

・直営(様式3-1、3-2、3-3)

・委託(様式4-1、4-2、4-3)

・補助(様式5-1、5-2、5-3)

○帰還時必要物品等に係る割引実施事業(様式6-1、6-2)

(ウ) その他、参考資料等

(エ) 令和7年度町村事業再開・帰還促進事業実績(見込) (様式7)

### 4 事業実施申請書類の作成に係る留意事項等

(1) 令和8年度事業実施申請書(様式1)

実施する事業を選択し、事業所要額については令和8年度の所要額を記載すること。

(2) 令和8年度事業実施計画書(様式2-1~3、様式3-1~3、様式4-1~3、様式5-1~3、様式6-1~2)

実施を予定する事業について、事業ごとに作成すること。(集客効果を高めるイベント事業については、イベントごとに作成すること。また、実施方法(直営、委託、補助)により様式が異なるので、該当するものを使用すること。)

ア 「事業実施内容」について

令和8年度に実施する事業の内容が具体的にわかるようにすること。

また、事業内容の記載に当たっては、「5 交付先の選考方法等(2)選考基準の主な概要」を参照の上、事業実施スキーム(直営・委託等の別、実施体制、取組の対象となる事業者(店舗)及び住民(帰還者、避難者)の数、金額の規模等の見込み)の他、本事業の主目的である事業者及び住民の帰還を促進するための地域の実情等を踏まえた工夫点等が盛り込まれた取組となるよう留意の上作成をすること(例えば、プレミアム付事業再開・帰還促進券事業の実施に当たり、避難指示が解除されたばかりの区域の住民に対して、他地区よりもプレミアム率を高めに設定する等)。

その他、実施要領、交付要綱及び事業再開・帰還促進事業の運用等に係る指針の規定等に留意の上、作成すること。

また、集客効果を高めるイベント事業の実施に当たっては、必ず集客見込み、その考え方及びその実績の確認方法を記載すること。

#### イ 「事業実施スケジュール」について

周知、広報作業等を含め、具体的な準備スケジュールを記載すること。

#### ウ 「事業効果を上げるための他の取組事業等との連携等の有無と内容」について

本事業の実施と併せて、更なる事業者、住民の帰還促進等につながる他事業、支援施策などがある場合には、具体的に記載すること。(例、イベント当日、町村が避難者、帰還希望者を含めて移住・定住希望者向け等の相談会ブースを設ける。イベント参加者が当日同時に行われる他のイベント行事と回遊出来る日時設定をしている。事業のPR、QRコードを含めた広報紙への掲載、SNS発信を町村広報担当部署と連携して行う。等)

#### エ 感染症の拡大防止、暑さ対策等安全に係る具体的な対策方法

集客効果を高めるイベント事業の実施に当たっては、感染症の拡大防止、暑さ対策等安全に係る対策を実施する場合、記載すること。

#### オ 「事業者及び住民の現在数及び事業再開、帰還見込等」について

平成23年3月11日時点の事業者数及び住民数と、事業申請時点の事業者数及び住民数を比して、事業実施後(令和8年度末)の事業者及び住民の帰還率を見込んで記載すること。

#### カ 「事業実施により期待される効果」について

取組を実施することにより、事業者の事業再開や住民の帰還がどの程度進むのかなどについての見込み等を記載すること。

キ 「積算根拠（数量・単価等）」について

詳細に積算した見積とすること。（例、ポスターの印刷単価、景品単価等を見積る等。）

## 5 交付先の選考方法等

### (1) 選考方法

県が設置する交付先選定のための選定委員会において、事業実施申請書等に基づき選考の上、決定する。

### (2) 選考基準の主な概要

#### ア 趣旨

事業の目的や実施内容が、地域、事業者及び住民等の課題や実情等が踏まえられ、妥当なものとなっているか。

#### イ 事業効果

事業の実施により、地域の需要が拡大し、事業者の事業再開や住民の帰還促進等が期待されるものとなっているか。

#### ウ 実効性

経費の積算・見積額が適正であり、事業実施に必要な体制が妥当なものとなっているか。

### (3) 選定結果の通知

選定結果については、文書で通知する（3(1)全体スケジュールを参照）。

交付先に選定された町村は、交付要綱の規定に基づき交付申請手続を行うこととなる。なお、申請手続等の詳細については、別途、通知する。

#### <問合せ先>

〒960-8670 福島市杉妻町2番16号

福島県企画調整部避難地域復興局 原子力損害対策課

電話：024-521-7103

メール：songaitaisaku@pref.fukushima.lg.jp